

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年7月2日
【発行者名】	スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 加藤 義寛
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号
【事務連絡者氏名】	小林 克也
【電話番号】	045-225-2080
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	スカイオーシャン・世界債券戦略ファンド（為替ヘッジあり） スカイオーシャン・世界債券戦略ファンド（為替ヘッジなし）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	各ファンドについて10兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1. 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年3月5日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、書面による決議に基づき投資信託契約を解約すること、また、「一般社団法人投資信託協会」から「一般社団法人資産運用業協会」へ名称が変更となったことに伴い、該当箇所の記載内容を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

## 2. 【訂正の内容】

<訂正前> 及び <訂正後> に記載している下線部 \_\_\_\_\_ は訂正部分を示し、<更新・訂正後> に記載している内容は、当該内容にて原届出書が更新されます。

## 第一部【証券情報】

### （ 7 ）【申込期間】

原届出書の「第一部 証券情報」「（ 7 ）申込期間」につきましては、該当情報を以下の内容に訂正します。

（注）下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

< 訂正前 >

2026年3月6日から2026年9月4日までとします。

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を関東財務局長に提出することにより更新されま  
す。

< 訂正後 >

2026年3月6日から2026年7月2日までとします。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （ 1 ）【ファンドの目的及び基本的性格】

原届出書の「第二部 ファンド情報」「第1 ファンドの状況」「1 ファンドの性格」「（ 1 ）ファンドの目的及び基本的性格」につきましては、該当情報を以下の内容に訂正します。

（注）下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

< 訂正前 >

（前略）

< 基本的性格 >

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法における、当ファンドの商品分類及び属性区分は下記の通りです。

（中略）

なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でもご覧いただけます。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

< 基本的性格 >

一般社団法人資産運用業協会が定める分類方法における、当ファンドの商品分類及び属性区分は下記の通りです。

（中略）

なお、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（<https://www.imaj.or.jp/>）でもご覧いただけます。

一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

（後略）

## （２）【ファンドの沿革】

原届出書の「第二部 ファンド情報」「第１ ファンドの状況」「１ ファンドの性格」「（２）ファンドの沿革」につきましては、該当情報を以下の内容に訂正します。

（注）下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

< 訂正前 >

2017年12月28日 当ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

< 訂正後 >

2017年12月28日 当ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

2026年7月23日 当ファンドの信託終了（予定）

## 2【投資方針】

### （２）【投資対象】

原届出書の「第二部 ファンド情報」「第１ ファンドの状況」「２ 投資方針」「（２）投資対象」につきましては、該当情報を以下の内容に訂正します。

（注）下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

< 訂正前 >

（前略）

### （参考）投資対象ファンドの概要

以下の内容は、2025年12月30日現在、委託会社が知り得る情報に基づいて作成しておりますが、今後、記載内容が変更となることがあります。

ファンド名	Strategic Income Fund
シェアクラス名	Class A (JPY Hedged)、Class A (JPY Unhedged)
発行地	ケイマン籍
運用会社	マニユライフ・インベストメント・マネジメント (US) LLC
運用の基本方針	主に世界（新興国を含みます。）の政府および政府機関が発行する債券、事業債（ハイイールド債券も含みます。）などに投資することで、あらゆる市場環境において安定したインカムゲインの確保と値上がり益の追求により、トータルリターンの最大化を目指します。
主要投資対象	世界（新興国を含みます。）の政府および政府機関が発行する債券、事業債（ハイイールド債券も含みます。）等を主要投資対象とします。

投資態度	<p>世界（新興国を含みます。）の政府および政府機関が発行する債券、事業債（ハイイールド債券も含みます。）等を主要投資対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記以外に、国際機関債およびその他の有価証券等（資産担保証券、バンクローンなど）にも投資する場合があります。</li> <li>・債券等への投資に当たっては、利回り、信用力、ストラクチャーや業種分散などを考慮し、主に相対的に魅力的な利回りやリスク調整後のリターンが見込まれる銘柄に投資します。</li> <li>・ポートフォリオの平均格付けを原則として、投資適格相当を維持することを目指します。組み入れ有価証券の平均残存期間には制限はありません。</li> <li>・ポートフォリオの通貨配分の調整等の目的で為替取引を活用します。</li> </ul> <p>債券種別（主に米国国債/政府機関債、事業債、米国以外の国の債券）の配分を景気サイクル、金利動向、ビジネスサイクル等の分析に基づいて機動的に変動させることで、あらゆる市場環境において安定したインカムゲインを確保するとともに、値上がり益の追求により、米ドルベースでのトータルリターンの最大化を目指します。</p> <p>資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。各シェアクラス毎に保有資産について以下の為替取引を行いません。</p> <table border="1" data-bbox="432 869 1394 1099"> <thead> <tr> <th>シェアクラス名</th> <th>為替取引</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Class A（JPY Hedged）</td> <td>原則として、純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行いません。</td> </tr> <tr> <td>Class A（JPY Unhedged）</td> <td>原則として、為替ヘッジを行いません。</td> </tr> </tbody> </table>	シェアクラス名	為替取引	Class A（JPY Hedged）	原則として、純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行いません。	Class A（JPY Unhedged）	原則として、為替ヘッジを行いません。
シェアクラス名	為替取引						
Class A（JPY Hedged）	原則として、純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行いません。						
Class A（JPY Unhedged）	原則として、為替ヘッジを行いません。						
主な投資制限	<p>債券への投資割合は、原則として取得時において投資信託財産の純資産総額の65%以上とします。</p> <p>同一発行体の事業債への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一業種（事業債）への投資割合は、原則として取得時において投資信託財産の純資産総額の25%以内とします。</p> <p>米国以外の単一国への投資割合は、原則として取得時において投資信託財産の純資産総額の25%以内とします。</p> <p>新興国諸国の債券への投資割合は、原則として取得時において投資信託財産の純資産総額の50%以内とします。</p> <p>株式への直接投資は行いません。債券投資の結果、株式を保有することとなった場合は適時に売却します。</p> <p>流動性の乏しい資産への投資は、ファンドの純資産総額の15%以内とします。デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。</p>						
ベンチマーク	該当事項はありません。						
決算日	毎年12月31日						
収益の分配	原則毎月行います。						

信託報酬	純資産総額に対し、年0.47% 上記のほか、信託財産にかかる租税、組入有価証券の売買時にかかる費用、信託財産の監査にかかる費用、ファンドの設立にかかる費用、現地での登録料、法律顧問費用、名義書換・事務代行費用、受託会社の費用、組入有価証券の保管に関する費用、借入金や立替金に関する利息等は投資対象のファンドが負担します。なお、関係法人によっては、下限の金額が設定されている場合があります。
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2017年12月28日
関係法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投資顧問会社 マニユライフ・インベストメント・マネジメント（US）LLC</li> <li>・管理会社 マニユライフ・インベストメント・マネジメント（HK）リミテッド</li> <li>・受託会社 HSBCトラスティー（ケイマン）リミテッド</li> <li>・管理事務代行会社 HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービスズ（アジア）リミテッド</li> <li>・保管受託銀行 HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービスズ（アジア）リミテッド</li> </ul>

ファンド名	F0Fs用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）
運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、主として、「短期金融資産 マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、わが国の短期金融資産等（短期公社債および短期金融商品を含みます。以下同じ。）を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目標として運用を行います。
主要投資対象	マザーファンドの受益証券（以下、「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。
投資態度	<p>主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の短期金融資産等を中心に投資を行います。</p> <p>投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。</p> <p>投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、スワップ取引および金利先渡取引を行うことができます。</p> <p>ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。</p>

主な投資制限	<p>株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得したものに限り、株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資は行いません。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p> <p>デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、オプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。</p>
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	年1回：9月25日（休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	<p>毎決算時に、原則として以下の方針にもとづき、分配を行います。</p> <p>分配対象額の範囲 経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。</p> <p>分配対象額についての分配方針 委託者が、基準価額水準、市況動向等を考慮して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。</p> <p>留保益の運用方針 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断にもとづき、元本部分と同一の運用を行います。</p>
信託報酬	純資産総額に対し、年率0.143%（税抜 0.13%）
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2010年6月14日
信託期間	原則として、無期限
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

&lt; 訂正後 &gt;

（前略）

## （参考）投資対象ファンドの概要

以下の内容は、2026年7月2日現在、委託会社が知り得る情報に基づいて作成しておりますが、今後、記載内容が変更となることがあります。

ファンド名	Strategic Income Fund						
シェアクラス名	Class A (JPY Hedged)、Class A (JPY Unhedged)						
発行地	ケイマン籍						
運用会社	マニユライフ・インベストメント・マネジメント (US) LLC						
運用の基本方針	主に世界（新興国を含みます。）の政府および政府機関が発行する債券、事業債（ハイイールド債券も含みます。）などに投資することで、あらゆる市場環境において安定したインカムゲインの確保と値上がり益の追求により、トータルリターンの最大化を目指します。						
主要投資対象	世界（新興国を含みます。）の政府および政府機関が発行する債券、事業債（ハイイールド債券も含みます。）等を主要投資対象とします。						
投資態度	<p>世界（新興国を含みます。）の政府および政府機関が発行する債券、事業債（ハイイールド債券も含みます。）等を主要投資対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記以外に、国際機関債およびその他の有価証券等（資産担保証券、バンクローンなど）にも投資する場合があります。</li> <li>・債券等への投資に当たっては、利回り、信用力、ストラクチャーや業種分散などを考慮し、主に相対的に魅力的な利回りやリスク調整後のリターンが見込まれる銘柄に投資します。</li> <li>・ポートフォリオの平均格付けを原則として、投資適格相当を維持することを目指します。組み入れ有価証券の平均残存期間には制限はありません。</li> <li>・ポートフォリオの通貨配分の調整等の目的で為替取引を活用します。</li> </ul> <p>債券種別（主に米国国債/政府機関債、事業債、米国以外の国の債券）の配分を景気サイクル、金利動向、ビジネスサイクル等の分析に基づいて機動的に変動させることで、あらゆる市場環境において安定したインカムゲインを確保するとともに、値上がり益の追求により、米ドルベースでのトータルリターンの最大化を目指します。</p> <p>資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。各シェアクラス毎に保有資産について以下の為替取引を行いません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>シェアクラス名</th> <th>為替取引</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Class A (JPY Hedged)</td> <td>原則として、純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行いません。</td> </tr> <tr> <td>Class A (JPY Unhedged)</td> <td>原則として、為替ヘッジを行いません。</td> </tr> </tbody> </table>	シェアクラス名	為替取引	Class A (JPY Hedged)	原則として、純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行いません。	Class A (JPY Unhedged)	原則として、為替ヘッジを行いません。
シェアクラス名	為替取引						
Class A (JPY Hedged)	原則として、純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行いません。						
Class A (JPY Unhedged)	原則として、為替ヘッジを行いません。						

主な投資制限	<p>債券への投資割合は、原則として取得時において投資信託財産の純資産総額の65%以上とします。</p> <p>同一発行体の事業債への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一業種（事業債）への投資割合は、原則として取得時において投資信託財産の純資産総額の25%以内とします。</p> <p>米国以外の単一国への投資割合は、原則として取得時において投資信託財産の純資産総額の25%以内とします。</p> <p>新興国諸国の債券への投資割合は、原則として取得時において投資信託財産の純資産総額の50%以内とします。</p> <p>株式への直接投資は行いません。債券投資の結果、株式を保有することとなった場合は適時に売却します。</p> <p>流動性の乏しい資産への投資は、ファンドの純資産総額の15%以内とします。デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。</p>
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	毎年12月31日
収益の分配	原則毎月行います。
信託報酬	<p>純資産総額に対し、年0.47%</p> <p>上記のほか、信託財産にかかる租税、組入有価証券の売買時にかかる費用、信託財産の監査にかかる費用、ファンドの設立にかかる費用、現地での登録料、法律顧問費用、名義書換・事務代行費用、受託会社の費用、組入有価証券の保管に関する費用、借入金や立替金に関する利息等は投資対象のファンドが負担します。なお、関係法人によっては、下限の金額が設定されている場合があります。</p>
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2017年12月28日
関係法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投資顧問会社 マニユライフ・インベストメント・マネジメント（US）LLC</li> <li>・管理会社 マニユライフ・インベストメント・マネジメント（HK）リミテッド</li> <li>・受託会社 HSBCトラスティー（ケイマン）リミテッド</li> <li>・管理事務代行会社 HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービシーズ（アジア）リミテッド</li> <li>・保管受託銀行 HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービシーズ（アジア）リミテッド</li> </ul>

ファンド名	F0Fs用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）
運用会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針	この投資信託は、主として、「短期金融資産 マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、わが国の短期金融資産等（短期公社債および短期金融商品を含みます。以下同じ。）を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目標として運用を行います。
主要投資対象	マザーファンドの受益証券（以下、「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。
投資態度	<p>主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の短期金融資産等を中心に投資を行います。</p> <p>投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。</p> <p>投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、スワップ取引および金利先渡取引を行うことができます。</p> <p>ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<p>株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得したものに限り、株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資は行いません。</p> <p>一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p> <p>デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、オプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。</p>
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	年1回：9月25日（休業日の場合は翌営業日）

収益の分配	<p>毎決算時に、原則として以下の方針にもとづき、分配を行います。</p> <p>分配対象額の範囲 経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。</p> <p>分配対象額についての分配方針 委託者が、基準価額水準、市況動向等を考慮して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。</p> <p>留保益の運用方針 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断にもとづき、元本部分と同一の運用を行います。</p>
信託報酬	純資産総額に対し、年率0.143%（税抜 0.13%）
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2010年6月14日
信託期間	原則として、無期限
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

（５）【投資制限】

原届出書の「第二部 ファンド情報」「第１ ファンドの状況」「２ 投資方針」「（５）投資制限」につきましては、該当情報を以下の内容に訂正します。

（注）下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

< 訂正前 >

< 約款に定める投資制限 >

（中略）

ト．信用リスク集中回避のための投資制限

委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

< その他の投資制限 >

イ．当ファンドでは直接デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引及び選択権付債券売買を含みます。）は行いませんが、投資対象ファンドでデリバティブ取引等を行う場合、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

< 訂正後 >

< 約款に定める投資制限 >

（中略）

ト．信用リスク集中回避のための投資制限

委託会社は、一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

< その他の投資制限 >

イ．当ファンドでは直接デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引及び選択権付債券売買を含みます。）は行いませんが、投資対象ファンドでデリバティブ取引等を行う場合、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

原届出書の「第二部 ファンド情報」「第2 管理及び運営」「1 申込（販売）手続等」につきまして、該当情報を以下の内容に訂正します。

（注）下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

< 訂正前 >

（前略）

< 申込みの受付 >

原則として、午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

< 申込みの受付 >

原則として、午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（注）当ファンドは2026年7月3日以降、取得申込みの受付を停止し、2026年7月23日（予定）に信託を終了します。

（後略）

## 3【資産管理等の概要】

### （1）【資産の評価】

原届出書の「第二部 ファンド情報」「第2 管理及び運営」「3 資産管理等の概要」「（1）資産の評価」につきましては、該当情報を以下の内容に訂正します。

（注）下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

< 訂正前 >

< 基準価額の算出方法 >

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（借入公社債を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算して表示することがあります。

（後略）

## &lt; 訂正後 &gt;

## &lt; 基準価額の算出方法 &gt;

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（借入公社債を除きます。）を法令及び一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算して表示することがあります。

（後略）

## （ 3 ）【信託期間】

原届出書の「第二部 ファンド情報」「第2 管理及び運営」「3 資産管理等の概要」「（ 3 ）信託期間」につきましては、該当情報を以下の内容に訂正します。

（注）下線部 \_\_\_\_\_ は訂正部分を示します。

## &lt; 訂正前 &gt;

2017年12月28日（設定日）から2028年6月5日までとします。

ただし、下記「(5)その他 <投資信託契約の終了（償還）と手続き>」の事項に該当する場合は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

なお、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

## &lt; 訂正後 &gt;

2017年12月28日（設定日）から2026年7月23日までとします。

**第三部【委託会社等の情報】****第1【委託会社等の概況】****3【委託会社等の経理状況】**

原届出書の「第三部 委託会社等の情報」「第1 委託会社等の概況」「3 委託会社等の経理状況」につきましては、該当情報を以下の内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

- (1)委託会社であるスカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。
- (2)財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- (3)委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

## ( 1 ) 【貸借対照表】

期別	注記番号	前事業年度 ( 2025年 3月31日現在 )		当事業年度 ( 2026年 3月31日現在 )	
		内訳 ( 千円 )	金額 ( 千円 )	内訳 ( 千円 )	金額 ( 千円 )
<b>( 資産の部 )</b>					
<b>流動資産</b>					
預金	2		656,517		700,825
前払費用			533		1,996
未収委託者報酬			263,832		260,493
未収入金			-		-
流動資産計			920,883		963,315
<b>固定資産</b>					
<b>有形固定資産</b>					
建物	1	1,579		1,471	
器具備品	1	857		584	
<b>無形固定資産</b>					
ソフトウェア		1,061		704	
<b>投資その他の資産</b>					
繰延税金資産		1,912		-	
固定資産計			5,411		2,760
資産合計			926,294		966,076
<b>( 負債の部 )</b>					
<b>流動負債</b>					
預り金			240		210
未払金			163,950		159,789
未払手数料	2	140,361		138,106	
未払委託調査費		15,998		14,892	
その他未払金		7,590		6,790	
未払費用			467		285
未払法人税等			19,812		13,720
未払消費税等			8,293		6,166
流動負債計			192,763		180,171
負債合計			192,763		180,171
<b>( 純資産の部 )</b>					
<b>株主資本</b>					
資本金			300,000		300,000
資本剰余金			300,000		300,000
資本準備金		300,000		300,000	
利益剰余金			133,530		185,905
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		133,530		185,905	
株主資本計			733,530		785,905
純資産合計			733,530		785,905
負債・純資産合計			926,294		966,076



## ( 2 ) 【損益計算書】

期別		前事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)		当事業年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日)		
		科目	注記番号	内訳(千円)	金額(千円)	内訳(千円)
営業収益						
委託者報酬			931,126		898,677	
営業収益計				931,126		898,677
営業費用						
支払手数料	1			502,545		479,822
広告宣伝費				4,054		3,833
調査費				76,095		69,484
調査費			4,285		4,486	
委託調査費	1		71,809		64,998	
委託計算費				45,831		46,297
営業雑経費				31,621		30,730
通信費			806		861	
印刷費			29,045		25,606	
諸会費			1,265		1,248	
その他			504		3,014	
営業費用計				660,147		630,168
一般管理費						
給料				154,242		155,090
役員報酬			27,168		26,895	
給料・手当			127,074		128,195	
法定福利費				2,735		1,713
福利厚生費				10		8
交際費				209		309
旅費交通費				6,484		6,158
租税公課				6,358		6,307
不動産賃借料				10,145		10,145
固定資産減価償却費				1,132		737
消耗品費				210		184
支払報酬				6,905		8,369
支払手数料				200		134
諸経費				1,087		1,944
一般管理費計				189,724		191,103
営業利益				81,253		77,404
営業外収益						
雑収入			258		304	
営業外収益計				258		304
経常利益				81,511		77,709
特別損失						
固定資産除却損	2		417		-	
特別損失計				417		-
税引前当期純利益				81,094		77,709
法人税、住民税及び事業税				25,026		23,422
法人税等調整額				1,912		1,912
当期純利益				57,981		52,374



## （ 3 ） 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自2024年4月1日至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	300,000	300,000	300,000	75,549	75,549	675,549	675,549
当期変動額							
当期純利益				57,981	57,981	57,981	57,981
当期変動額合計				57,981	57,981	57,981	57,981
当期末残高	300,000	300,000	300,000	133,530	133,530	733,530	733,530

当事業年度（自2025年4月1日至 2026年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	300,000	300,000	300,000	133,530	133,530	733,530	733,530
当期変動額							
当期純利益				52,374	52,374	52,374	52,374
当期変動額合計				52,374	52,374	52,374	52,374
当期末残高	300,000	300,000	300,000	185,905	185,905	785,905	785,905

**注記事項**

（継続企業の前提に関する注記）

当社は2026年3月4日開催の取締役会において、2027年3月末を目途とした事業の終了予定を決議したことから、当社は継続企業であることを前提として財務諸表を作成する事は適切でないと認識しております。

しかし、我が国には継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切ではない場合の代替的な会計基準が整備されていないことから、継続企業を前提として財務諸表を作成しております。

（重要な会計方針）

1．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15～18年
器具備品	4～10年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

2．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。当該報酬は投資信託の信託期間にわたり収益として認識しております。

（貸借対照表関係）

1．有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2025年 3月31日現在)	当事業年度 (2026年 3月31日現在)
建物	187千円	295千円
器具備品	14,704千円	14,977千円
計	14,892千円	15,272千円

2．関係会社に対する資産及び負債

	前事業年度 (2025年 3月31日現在)	当事業年度 (2026年 3月31日現在)
預金	272,792千円	203,704千円
未払手数料	68,556千円	68,507千円

(注) 預金、未払手数料は、その他の関係会社である株式会社横浜銀行との取引により発生した金額を記載しております。

## （損益計算書関係）

## 1．関係会社に係る注記

	前事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)	当事業年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日)
支払手数料	224,641千円	222,544千円
委託調査費	39,145千円	36,738千円

(注1) 支払手数料は、その他の関係会社である株式会社横浜銀行との取引により発生した金額を記載しております。

(注2) 委託調査費は、その他の関係会社である三井住友信託銀行株式会社との取引により発生した金額を記載しております。

## 2．固定資産除却損の内訳

	前事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)	当事業年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日)
ソフトウェア	417千円	
計	417千円	

## （株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）

## 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	60,000株			60,000株

当事業年度（自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日）

## 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	60,000株			60,000株

## （リース取引関係）

該当事項はありません。

## （金融商品関係）

## 1．金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定しており、また、資金調達については、借入によらず、株式の発行により行う方針です。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は、高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

営業債権である未収委託者報酬については、その源泉である信託財産を信託銀行に委託しておりますが、信託銀行はその受託財産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。

営業債務である未払金に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金については、主に当社が受け取った報酬の内から支払われるものであり、リスクに晒されることは無いと考えております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金を預入れる金融機関の選定に関して、相手方の財政状態及び経営成績、または必要に応じて、格付け等を考慮した上で決定しております。

市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社が保有する営業債権・債務は、短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。

流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。支払状況などを随時確認し、運転資金の状況を把握することにより、流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

「預金」、「未収委託者報酬」、「未払金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2025年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
預金	656,517	-
未収委託者報酬	263,832	-
合計	920,350	-

当事業年度（2026年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
預金	700,825	-
未収委託者報酬	260,493	-
合計	961,319	-

## （デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

## （資産除去債務関係）

該当事項はありません。

## （税効果会計関係）

## 1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年 3月31日現在)	当事業年度 (2026年 3月31日現在)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払事業税	1,767	869
その他	145	149
繰延税金資産小計	1,912	1,018
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額		1,018
評価性引当額小計		1,018
繰延税金資産合計	1,912	
繰延税金負債		
繰延税金負債合計		
繰延税金資産(負債)の純額	1,912	

## 2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年 3月31日現在)	当事業年度 (2026年 3月31日現在)
実効税率	30.04%	30.93%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.04%	0.07%
住民税均等割	0.38%	0.49%
評価性引当額の増減	1.67%	1.31%
その他	0.06%	2.66%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.85%	30.14%

## （セグメント情報等）

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

## 1．セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2．関連情報

## (1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 地域ごとの情報

## 営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## (3) 主要な顧客ごとの情報

顧客情報については、制度上知り得ないため、記載を省略しております。

## 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

## 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

## 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

## 1. セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

## (1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 地域ごとの情報

## 営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## (3) 主要な顧客ごとの情報

顧客情報については、制度上知り得ないため、記載を省略しております。

## 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

## 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

## 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

## （収益認識関係）

## 1．客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

## 2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の2.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

## （関連当事者情報）

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

## 1．関連当事者との取引

## （1）その他の関係会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (億円)	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社	株式会社 横浜銀行	神奈川県 横浜市	2,156	銀行業	直接34%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	224,641	未払 手数料	68,556
その他の 関係会社	三井住友 信託銀行 株式会社	東京都 千代田区	3,420	信託業 及び 銀行業	直接21%	投資の助言	投資助言料の 支払	39,145	未払委託 調査費	3,434

1．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等を含めております。

## 2．取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

投資助言料については、各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

## 2．親会社に関する注記

前事業年度（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1．関連当事者との取引

（1）その他の関係会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (億円)	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社	株式会社 横浜銀行	神奈川県 横浜市	2,156	銀行業	直接34%	当社投資信託の募 集の取扱及び投資 信託に係る事務代 行の委託等	投資信託に係 る事務代行手 数料の支払	222,544	未払 手数料	68,507
その他の 関係会社	三井住友 信託銀行 株式会社	東京都 千代田区	3,420	信託業 及び 銀行業	直接21%	投資の助言	投資助言料の 支払	36,738	未払委託 調査費	3,465

1．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等を含めております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

投資助言料については、各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

2．親会社に関する注記

当事業年度（2026年3月31日現在）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

前事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)		当事業年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日)	
1株当たり純資産額	12,225.51円	1株当たり純資産額	13,098.42円
1株当たり当期純利益金額	966.35円	1株当たり当期純利益金額	872.91円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。		(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。	
当期純利益(千円)	57,981	当期純利益(千円)	52,374
普通株主に帰属しない金額(千円)		普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る当期純利益(千円)	57,981	普通株式に係る当期純利益(千円)	52,374
普通株式の期中平均株式数(株)	60,000	普通株式の期中平均株式数(株)	60,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

2026年6月1日

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 五十嵐 康彦

## 不適正意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているスカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「不適正意見の根拠」に記載した事項の財務諸表に及ぼす影響の重要性に鑑み、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、適正に表示していないものと認める。

## 不適正意見の根拠

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、2026年3月4日開催の取締役会において、2027年3月末を目途とした事業の終了予定を決議しており、継続企業の前提が成立していない。このような状況にもかかわらず上記の財務諸表は、継続企業を前提として作成されている。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、不適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の実務は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。